

1-(9)-①.奨学金制度について

本学には学業成績、人物が優れた学生や経済的援助を必要とする学生に対する奨学金制度があります。

a. 本学独自の奨学金

名 称	支給要件	支給額	支給者数
特待生奨学金	特に成績が優秀な者 (前年次の GPA が 最高得点の者)	授業料の 年額相当額	2～4年次の各学年、各学科 1名
	成績が優秀な者 (前年次の GPA が 2番目に高い者)	授業料の 年額の2分の1 相当額	2～4年次の各学年、各学科 1名
一般奨学金	応募者のうち、就学 のために経済的援助 を必要とする者であ って、学業成績・人 物ともに優秀な者	授業料の 年額の2分の1 相当額	2～4年次の各学年8名 以内

b. 本学以外の奨学金

・ 日本学生支援機構

日本学生支援機構は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資として奨学金を貸与します。奨学金は貸与ですから、返還の義務があり、必ず返還しなくてはなりません。申し込みは大学を通して行い、大学が奨学金申込者の人物・学力・家計について総合的に審査し、推薦基準を満たしている人の中から選考の上、機構に推薦します。機構では大学の推薦を受けた者について選考を行い採用の決定をします。

また、高校で予約し、「奨学生採用候補者」として決定している学生は、日本学生支援機構から交付されている「大学等奨学生採用候補者決定通知」を事務部へ提出してください。

定期採用のほか、家計急変者には「緊急・応急採用」を随時受け付けています。

● 対象

全学科・全学年

● 出願資格・選考基準

人物、学業ともに優れており、経済的理由により修学が困難な学生で、日本学生支援機構の示す収入基準内に入っていることが条件です。希望しても必ず採用され

るわけではありません。

また、一度採用されれば原則として卒業するまで貸与を受けることができますが、毎年適格認定が行われ、奨学生として相応しくないと判断された場合には奨学金の貸与が停止されることもあります。

種 類	募 集 時 期	貸 与 月 額	貸与始期	返 還
第一種奨学金 (無利子)	定期採用 4月 緊急採用 随時	自 宅 20,000円 ～54,000円 の範囲で希望する 月額 自 宅 外 20,000円 ～64,000円 の範囲で希望する 月額	全学年 4月 ※緊急採用 家計急変の事由 が発生した月か ら3月の間で本 人が希望する月 月額	貸与終了(卒業) 後、7ヶ月目から 返還開始とな る。 月賦又は月賦・ 半年賦併用のど ちらかを選択 し、借用金額及 び割賦方法に応 じた返還回数で 返還する。
第二種奨学金 (有利子) 年利3%を上限	定期採用 4月 応急採用 随時	20,000円～ 120,000円の範囲で希 望する月額	全学年4月～9 月で希望する月 ※応急採用 家計急変の事由 が発生した月か ら3月の間で本 人が希望する月 (4月まで遡及 可)	
入学時特別増額 貸与奨学金 (有利子)	1年次入学者(編入学者の編入学年次を含む)で条件を満たすものに対して、 希望により定額(10万円、20万円、30万円、40万円、50万円)を増額して 貸与します。			

※緊急採用(無利子)、応急採用(有利子)とは、家計支持者の失業、破産、事故、病気、
死亡または、火災、風水害等により、家計急変が生じ緊急に奨学金が必要になった場合、
申込ができます。

●奨学金継続願・適格認定

奨学生は、貸与期間中毎年1回、インターネットを利用して「奨学金継続願」を

提出しなければなりません。この手続きを怠ると、奨学金が廃止されますので注意してください。

また、提出された継続願の内容および学業成績・経済状況が奨学生として相応しいかを判断し継続の可否を認定します。

手続きの時期は、掲示によりお知らせします。

●貸与期間満期時（卒業時）の手続き

卒業年次の学生を対象として説明会を開催します。「貸与奨学金返還確認票」、「リレー口座加入申込書」等を配布しますので、リレー口座（返還金の振替口座）の加入手続きをした上で、必要書類を事務部へ提出してください。

進学する場合には、進学先の学校に「在学届」を提出することにより返還が猶予されます。

●貸与終了時（奨学金貸与の辞退・廃止時）の手続き

「貸与奨学金返還確認票」、「リレー口座加入申込書」等を配布しますので、リレー口座（返還金の振替口座）の加入手続きをした上で、必要書類を事務部へ提出してください。引き続き在学する場合は、「在学届」を提出することにより返還が猶予されます。

・静岡県介護福祉士修学資金貸付制度（健康福祉学科 介護福祉コース対象）

静岡県では、静岡県内における介護福祉士の養成・確保を図るため、介護福祉士修学資金の貸付を行っています。この制度は、関係省庁からの通達により、貸付内容等が変更となる場合がありますので注意してください。

※介護以外の職種・業種に就職する場合は、返済することになります。

対象者	貸付額	利子	貸付期間	返還免除
卒業後、県内において貸付規定に定める『介護等の業務』に従事しようとする人	月額5万円 入学準備金 (1年次のみ)20万円 就職準備金 (4年次のみ)20万円	無利子	4年間年度ごとに申請が必要	卒業後1年以内に県内で『介護等の業務』に従事し、5年間継続して勤務した場合は全額免除

・静岡県保育士修学資金貸付制度（子ども学部対象）

静岡県では、静岡県内における保育士の養成・確保を図るため、保育士修学資金の貸付を行なっています。この制度は、関係省庁からの通達により、貸付内容等が変更となる場合がありますので注意してください。

※保育以外の職種・業種に就職する場合は、返済することになります。

対象者	貸付額	利子	貸付期間	返還免除
卒業後、県内において5年以上『児童の保護等』に従事しようとする人	月額5万円 入学準備金 (1年次のみ) 20万円 就職準備金 (4年次のみ) 20万円	無利子	2年間を 限度とする年度ごとに申請が必要	卒業後1年以内に保育士の登録を行い、県内の指定施設で5年間継続して勤務した場合は全額免除

・ロッキー奨学基金

一般社団法人 静岡県労働者福祉協議会が創設した「ロッキー奨学基金」は、静岡県労働金庫特別利用配当金から拠出された「地域役立資金」を“人づくり資金”として活用した奨学金制度です。

対象者	給付金額	募集人数	応募期間
<ul style="list-style-type: none"> ・県内に在住もしくは勤務する勤労者の子弟で2年生以上の者 ・経済的支援が必要で、学業・人物ともに優秀な者 ・他の給付奨学金を受けていない者 ・過去ロッキー奨学基金の給付を受けていない者 	1人 20万円	3名 (大学推薦)	毎年 7月～9月

・高等教育修学支援新制度（給付型奨学金及び授業料等減免）【在学採用】

国の高等教育における修学支援制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することがないように、給付型奨学金と授業料減免をセットにして支援します。国費を財源とするため、採用された学生は、自覚を持って学業に精励しなければなりません。要件の基準を満たし、大学の推薦を受けた者について選考を行い採用の決定をします。したがって、希望しても必ず採用されるものではありません。

一度採用されると原則として卒業するまで支援を受けることができますが、毎年、在籍報告、適格認定（家計・学業成績）の確認と審査が行われ、奨学生として相応しくないと判定された場合には、奨学金の給付及び授業料減免が停止となります。また、機構への現況届の提出を怠る等、本人の責任により継続等の手続きがなされない場合も支援が停止となり、通常の授業料等を納付していただきます。

なお、この支援制度は給付型奨学金と授業料等減免がセットとなっているため、必ず、両方申請してください。

◆支援内容

給付型奨学金＋授業料等減免 ※2つを併せて実施

支援内容		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
給付型奨学金 (月額)	自宅生	38,300円	第Ⅰ区分 の	第Ⅰ区分 の
	自宅外生	75,800円		
授業料減免(年額)		540,000円	2/3	1/3

◆募集時期

在学採用は年2回(4月・9月の予定)

◆支援対象者

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯

◆支援対象者の要件

◇学業に係る基準

<1年生(新入生)>(ア～ウのいずれかに該当すること)

- ア. 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2であること
- イ. 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- ウ. 将来、社会で自立し、活躍する目的を持って学修する意欲を有していることが、「学修計画書」等により確認できること

<2年生以上(在学学生)>(ア～イのいずれかに該当すること)

- ア. GPA(平均成績)等が、在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること
- イ. 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目的を持って学修する意欲を有していることが、「学修計画書」により確認できること

※ 標準単位数＝卒業に必要な単位数／修業年限×申請者の在学年数

◇家計基準に係る

- ・[収入基準] 非課税世帯・それに準ずる世帯
- ・[資産基準] あなたと生計維持者の資産の合計が2,000万円未満
(生計維持者が1人の時は、1,250万円未満)

◇その他の基準

大学への入学時期・在留資格等